

府・市 設備補助金 募集開始

〈事務連絡〉

令和 8 年 4 月 13 日

組合員各位

京都友禅協同組合

京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金並びに 京都市伝統産業設備改修等補助制度 令和 8 年度募集開始のお知らせ

京都府・京都市が標記の補助制度を開始しました。伝統産業製品等またはその材料等の生産に従事する者が行う設備の改修等に府・市が補助金を交付するもので、府市併せての申請が可能です。

募集要領、申請様式等については次のホームページからダウンロードできます

京都府 <https://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/r8seisankiban/top.html>

京都市 <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000351711.html>

申請には産地組合等の副申（推薦）が必要となりますので、事務局（☎351-8916 担当 鹿野）までご連絡下さい。

<補助事業の概要>

- ① 募集締切 京都市、京都府ともに 令和 8 年 5 月 29 日（金）
- ② 対象者 伝統産業製品を製造するもの等で、後継者が存在するなど、設備改修後に一定期間ものづくりに従事する予定があり、産地組合等の副申（推薦）があるもの
- ③ 対象事業 1 件 30 万円(税抜き)以上の費用を要する設備等(専ら伝統産業製品製造のみに使用する設備)の改修、更新・改修及び新設
※府は令和 9 年 1 月 19 日迄に、市は令和 9 年 3 月 31 日迄に支払が完了となるもの。
※建物、クーラー等の空調設備、エレベーター等の昇降機、コピー機やパソコン等の汎用品は対象外

④ 補助額

	対象事業	補助率	補助上限	補助下限
京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金	設備の更新・改修、 新設・増設	3 分の 1 以内	250 万円	10 万円
京都市伝統産業設備改修等補助制度	設備の改修、更新、 新設（1 社 1 台）	3 分の 1 以内	200 万円	10 万円
	<u>新規雇用や新商品開発等に繋がる設備の新設(1 社 1 台)</u>	<u>2 分の 1 以内</u>		

【申請にはともに見積書、誓約書、産地組合等の副申書、経営力向上計画書(府用)の提出が必要で、府・市職員による現地調査を行い、緊急性、稀少性、事業の必要性を総合的に評価し、採択されます。】

組合では、できる限り F A X による連絡からメールに切り替えを進めております。メールで連絡可能な事業所は、事務局（☎351-8916 m.kano@kyo-yuzen.or.jp）までお知らせ願います。